

告 示

埼玉県告示第六百二十一号

平成二十四年埼玉県告示第四百二号（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針）の一部を次のように改正し、令和三年五月十四日から施行する。

令和三年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

第11の3中「翌年度」を「翌年度以降」と改定する。

第12条第4の第1中「削減計画期間」を次の「における目標削減率」及び「削減率」(注)中「(5)」及び「(6)」並びに第13条の第11中「(知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度)までの期間(以下「削減期間」という。))の終了する年度(平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して4年度目の年度、平成28年度から令和元年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して5年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあつては、その認めた日の属する年度。以下同じ。))までの期間」及び「平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して4年度目の年度、平成28年度から令和元年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して5年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあつては、その認めた日の属する年度、知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度)までの期間(以下「優良大規模事業所認定期間」という。))」並びに第14条第11中「当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度までの期間」及び「優良大規模事業所認定期間」と改定する。

第15条第11中「方法は、削減期間」を次の「(当該削減計画期間において、大規模事業所に該当した年度から終了年度(知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度)までの期間。以下同じ。))」及び「9月末日(」を次の「削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあつては令和4年1月末日。ただし、」及び「4月3日」を次の「(削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあつては令和3年8月4日)」及び「180日を経過した日」の次に「。以下「目標達成期限」という。」及び「」並びに第16条第11中「終了年度の翌々年度の9月末日」及び「目標達成期限」と改定する。